

みどり保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 西淀川福祉会
所在地	大阪市西淀川区千舟3-9-30
電話番号	06-6474-6698
代表者名	理事長 門谷充男

2 利用施設・設備等の概要

施設の種類	保育所		
施設の名称	2001年4月1日		
所在地	大阪市西淀川区姫里3丁目13番9号		
連絡先	電話番号 06-4808-3939 FAX 06-4808-4152		
管理者	園長 藤本 恵美子		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認可定員	0歳児 9人 2歳児 13人 4歳児 13人	1歳児 13人 3歳児 13人 5歳児 13人	
利用定員	満3歳以上の児童 33人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 6人		
開設年月日	2001年4月1日		
事業所番号	2710051003152		
ホームページ	http://midorihoiku.jp		

3 施設の目的・運営方針

みどり保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		244,76㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延べ面積	408,65㎡
園庭		50,67㎡+176,42㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考	職員の職種
乳児室	1室	0歳児クラス	園長
ほふく室	1室	0歳児クラス	副園長
保育室	6室	たんぽぽ組(0歳児)れんげ組(1歳児) なのはな組(2歳児)すみれ組(3歳児) ゆり組(4歳児)ひまわり組(5歳児)	主任保育士 保育士 保育補助
調乳室	1室		栄養士
給食室	1室		事務員
事務所	1室		

*全館床暖房

*組み立て式プール(屋上)

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示117号)を踏まえ、以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

7時30分～18時30分までの間で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別決定します)

なお、上記の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で延長保育を提供いたします。(延長保育利用については、保育料とは別に延長保育料が発生します。)

※保育短時間認定の方は、7時30分～8時・16時～18時30分18時30分～19時

上記の時間帯に、利用時間に応じてそれぞれ別途延長保育料が発生いたします。

(2) 障がい児保育

地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

(3) 地域交流活動

保育園の園庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

(受付:月～金 午前 10時～午後 5 時)

6 職員の職種、職員数及び職務内容

令和4年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育所の運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
副園長	園長を助け、命をうけて 保育所の運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1人	1人		
主任	園長・副園長を助け、児童の保育等をつかさどる	1人	1人		
保育士	児童の保育等をつかさどる	12人	7人	5人	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	2人	2人		
事務	会計事務・諸費等	1人		1人	
看護師	児童の日々の健康管理や怪我時の対応・健診の準備、補佐を行う	1人		1人	
嘱託医	年に2回以上の内科健診及び相談、年に1回以上の歯科検診及び相談	2人		2人	
その他	保育補助			2人	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(7:30～19:00)のうち、7時間30分
副園長	正規の勤務時間帯(7:30～19:00)のうち、7時間30分
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:30～19:00)のうち、7時間30分
保育士	正規の勤務時間帯(7:30～19:00)のうち、7時間30分
栄養士	正規の勤務時間帯(7:30～19:00)のうち、7時間30分
調理員	正規の勤務時間帯(7:30～19:00)のうち、7時間30分

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日・ 8 保育を提供する時間

保育を提供する日は月曜日から土曜日までとします。

<保育時間> 7時30分～19時(土曜日 7時30分～18時30分)

＊標準時間 7時30分～18時30分

＊短時間 8時～16時(時間を超える利用は別途料金が必要です)

18時30分以降は延長保育 大阪市に申請書が必要です。

別途料金 月額2900円(2024年度実績)

申請をしないでご利用になった場合は1回につき300円。

延長保育を取り消す場合も辞退届が必要です。

＊職員は上記の開園時間帯内ローテーションで勤務しています。

<土曜日の保育について>

土曜日の保育はよどっこ保育園(同法人)でおこないます。利用にあたり、毎月「土曜日の勤務状況にかかる証明書」を提出していただき、利用希望日時を把握しています。

<保育休園日、保育協力日について>

休園日は、日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月4日)

保育協力日は、夏のお盆前後1～2日、1月4日

3月の第4土曜日(新年度準備のため) ご協力お願いします。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法 保育園で調理をおこないます。

(2) 食事の提供を行う日 毎日食事の提供をおこないます。

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供をおこないます。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	1・2回食 10時頃 3回食 11時頃	15時頃	個人の様子に合わせて食事 時間は対応しています
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	午前間食は5月頃まで
3歳児		11時15分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

*献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況 食物アレルギー対応マニュアル有

除去食及び代替食に対応 ※医師の「アレルギー除去食意見書」が必要となります

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表(下記)に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法は、諸費袋に必要額を入れていただき、事務所にて受け取りいたします。

項目	内容・目的	金額
保育教材に係る費用 (0~2歳児)	誕生日絵本 420 円 個人日誌(3冊) 570 円	年額 990円
保育教材に係る費用 (3歳児)	誕生日絵本 420 円 個人日誌1冊 83 円	年額 503円
保育教材に係る費用 (4歳児)	誕生日絵本 園外保育など	月額 600円
保育教材に係る費用 (5歳児)	誕生日絵本 園外保育 卒園費用など	月額 1300 円
給食費(3~5 歳児)	主食費 1500 円 副食費 4500 円 開園日に13日以上休む場合は減額措置 有(事前申請)	月額 6000 円
帽子代・徴収金袋	入園時・紛失時に購入	1020 円・170 円
けんこうてちょう	紛失時	100 円

*遠足に係る費用及び個人教材については、別途実費徴収をお願いすることになります。

*運動会・発表会の DVD(1枚2300円)を希望の方に販売しています。

11 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのあることとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育をおこなっていきます。

12 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当園に入園決定された支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	公益財団法人 淀川勤労者厚生協会附属のぞと診療所
医師名	小松孝充
所在地	大阪市西淀川区野里3-5-34
電話番号	06-4808-3939

(2) 歯科

医療機関の名称	生協森の宮歯科
医師名	池田善一
所在地	大阪市東成区中道1-10-35
電話番号	06-6975-0841

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急連絡票(児童表B)に記載されている緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 葉野 康恵 ・ご利用時間 8:30~18:30 ・電話番号 06-4808-3939 ・FAX 06-4808-4152 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	遠地 靖志 樋口 和恵	南大阪法律事務所 TEL 06-6773-6921

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	・独立行政法人日本スポーツ振興センター保険 ・私保連園児保険
保険の内容	賠償・損害保険 上記、保険の支給額の範囲で解決し保障をします。

20 児童の利用状況(毎年度5月1日現在)

	2024年度	2023年度	2022年度
0歳児	3人	3人	2人
1歳児	7人	7人	11人
2歳児	10人	10人	11人
3歳児	12人	13人	13人
4歳児	11人	12人	13人
5歳児	9人	13人	12人
合計	52人	58人	62人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2017年度実施 2024年度実施	みどり保育園HPに記載
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙 当園の敷地内はすべて禁煙です。

送迎 ・保育園周辺は駐車禁止です。車での登園は原則認めていませんが、どうしても車で登園される場合は、必ずパーキングに駐車してください。

・児童表Bに記載されている方以外の方が送迎されている場合は必ずお伝えください。